

公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則

平成22年4月1日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第30条及び公立大学法人埼玉県立大学再任用職員就業規則（以下「再任用就業規則」という。）第9条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規則に定める給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び大学入試センター試験監督等業務手当、大学院手当、大学院学位論文審査手当、を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表適用の範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 事務職給料表（別表第1）

二 教育職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時、非常勤の職員及び非常勤講師以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員（学長の職にある職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人埼玉県立大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

4 学長の職務は、教育職給料表の5級の職務の級に属するものとし、学長の職にある職員の給料月額は、同表の5級特号給の額とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 職員の職務の級は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（学長の職にある職員が学長の職から他の職に移った場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等の基準により決定する。

4 職員の昇給は、4月1日（表彰、研修等による昇給にあつては初任給、昇格、昇給等の基準に定める日）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める者にあつては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の2級から5級の職務の級に属する職員にあつては、57歳）を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好

である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準に定める。
- 10 再任用就業規則第1条に規定する職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で再任用就業規則第3条第2項第二号に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定による給料月額に、公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）が適用される者にあつては、勤務時間規程第3条第3項により定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回、その月の21日に、その月に支給すべき額の全額を支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものにはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第7条 前2条に定めるもののほか、給料の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学給料等の支給に関する規程に定める。

（給料の調整額）

第7条の2 給料が、職務の複雑、困難もしくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、指導人数の対象とするのは博士後期課程については3年間、博士前期課程については2年間までとする。
- 3 給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整額にその者に係る別表第3に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料の100分の25を超えるときは、給料の100分の25を超えてはならない。
- 4 給料の調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程に指定するものにある職員（以下「指定管理職員」という。）に、その職務の特殊性に基づき同規程に従い支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第9条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難である

と認められる職に新たに採用された職員（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）には、初任給調整手当を支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学初任給調整手当に関する規程に定める。

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員（以下「事9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 心身に著しい障害がある者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族としての配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「事8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に規定する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

三 削除

四 削除

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号

に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事9級以上職員以外の職員から事9級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事9級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事9級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

三 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある事9級以上職員が事9級以上職員以外の職員となった場合

四 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事8級職員等が事8級職員等及び事9級以上職員以外の職員となった場合

五 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事9級以上職員以外のものが事9級以上職員となった場合

六 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事8級職員等及び事9級以上職員以外のものが事8級職員等となった場合

七 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（地域手当）

第12条 地域手当は、埼玉県職員の支給水準等を考慮して支給する。

2 地域手当の月額、給料月額と給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、8.3分の10を乗じて得た額との合計額に100分の8.3を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人埼玉県立大学住居手当に関する規程（以下「住居手当規程」という。）で定める職員を除く。）

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（住居手当規程で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲

げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて、当該ア又はイに定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程に定める。(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程(以下「通勤手当規程」という。)に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤手当規程に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1月当たりの運賃等相当額の合計額と5万5,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超えるときは、2万円)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該ア又はイに定める額

ア 自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員 2,000円

イ その他の職員 2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとにガソリンの小売価格を基礎として通勤手当規程に定める額を加算した

額（自動車等の使用距離が片道75キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が片道75キロメートルであるものとして計算した額）

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と5万5,000円との差額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超えるときは、2万円）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程に定める通勤手当にあつては、同規程に定める期間）に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規程に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程に定める。

（単身赴任手当）

第15条 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程（以下「単身赴任手当規程」という。）に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（単身赴任手当規程に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程に定める額を加算した額）とする。
- 3 国若しくは地方公共団体の職員、国立大学法人若しくは他の公立大学法人の職員又は単身赴任手当規程に定める法人その他の団体に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の同規程に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して同規程に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して同規程に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして同規程に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程に定める。
（特殊勤務手当）

第16条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、額、支給を受ける者の範囲及び支給方法については、公立大学法人埼玉県立大学職員の特殊勤務手当に関する規則等に定める。
（給料の調整額に該当しない者の大学院手当）

第16条の2 博士前期課程又は博士後期課程の授業等を担当する者に対し、1回の講義等に対し3,000円を支給する。ただし、給料の調整額の適用を受ける職員には支給しない。
（大学院学位論文審査手当）

第16条の3 大学院学位論文審査手当は、本学の大学院生1人につき主査として審査した職員1人及び副査として指導した職員2人までに対して支給する。

- 2 前項の手当額は、博士後期課程で主査として指導した職員には30,000円、副査として指導した職員には15,000円、博士前期課程で主査として指導した職員には10,000円、副査として指導した職員には5,000円とする。
（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、勤務しなかった月の分の給料及び地域手当の全額とする。

- 2 前項本文に規定する減額すべき給与額の算定の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、減額すべき事由の生じた月の分の給料及び地域手当の額に対応する額とする。
- 3 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料及び地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 4 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（公立大学法人埼玉県立大学時間外勤務手当に関する規程に定める時間を除く。）に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（別に定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第33条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中第一中「100文の125」及び第二「100文の135」とあるのは、「100分100」とする。
（休日勤務手当）

第19条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（勤務時間規程第8条第1項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して勤務1時間につき、第21条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。

3 前2項の休日とは、勤務時間規程第7条第2項に規定する職員の休日その他公立大学法人埼玉県立大学休日勤務手当に関する規程に定める日をいう。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第8条に規定する指定管理職員又は学長の職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）に勤務した場合（勤務時間規程第7条第1項の規定により代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員又は学長の職にある職員にあつては当該職員

の休日に代わる代休日に勤務した場合及び正規の勤務時間の全部が代休として指定された日の正規の勤務時間外に勤務した場合は、当該指定管理職員又は学長の職にある職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第21条 第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

2 第18条及び第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の調整額、初任給調整手当の月額及び給料の月額に対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから公立大学法人埼玉県立大学給料等の支給に関する規程（以下「給料等の支給規程」という。）に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（端数計算）

第22条 第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第18条及び第19条第2項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末及び勤勉手当規程」という。）に定める日（次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び期末及び勤勉手当規程に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員（学長の職にある職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、期末及び勤勉手当規程に定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の102.5）を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の65を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6月 100分の100

二 5月以上6月未満 100分の80

三 3月以上5月未満 100分の60

四 3月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職員(学長の職にある職員を除く。)で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して期末及び勤勉手当規程に定めるもの並びに学長の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して同規程に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で同規程に定める割合を乗じて得た額(同規程に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額(別表第1の備考2、又は別表第2の備考2の規定を適用しない額をいう。)の100分の25を超えない範囲内で同規程に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末及び勤勉手当規程に定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた職員

二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

つき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末及び勤勉手当規程に定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間(期末及び勤勉手当規程に定める職員にあっては、同規程に定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の同規程に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(同規程に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末及び勤勉手当規程に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に対して支給する勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち学長及び再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

三 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、100分の105を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第26条第1項に規定する基準日をいう。)以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する期末手当及び勤勉手当規則に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第8条から第11条まで、第13条、第16条、第18条及び第19条第2項の規定は、学長の職にある職員には適用しない。

- 2 第18条及び第19条第2項の規定は、指定管理職員には適用しない。
- 3 第18条第1項第1号の規定は、裁量労働に従事する職員には適用しない。
- 4 第9条から第11条まで、第13条の規定は、再任用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第28条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉

手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(大学入学共通テスト監督等業務手当)

第29条 大学入学共通テスト試験日における入試関連業務に従事した職員(教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)に対する給与(第18条における時間外勤務手当分を含む。)として、1日あたり10,000円を支給する。

2 前項の規定により大学入学共通テスト監督等業務手当を支給される日については、第20条に規定する管理職員特別勤務手当は支給しない。

3 大学入学共通テスト監督等業務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第30条 臨時又は非常勤の職員の給与については、理事長は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもって手当を支給することができる。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、職員就業規則第17条第1項第3号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 第2項、第3項及び前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末及び勤勉手当規程に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第32条 公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程(平成22年規程第28号。以下「育児休業等規程」という。)の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

一 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

二 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給

日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

四 職員が介護休業又は介護部分休業をする場合及び育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児短時間勤務職員についての特例)

第33条 育児休業等規程第19条の規定による育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第4項	とする	に、勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする
第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第2項第2号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）
第18条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第23条第3項	給料、給料の調整額	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第4項及び第26条第3項	給料の月額、給料の調整額	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

第 2 3 条 第 5 項	期末及び勤勉手当規程	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して期末及び勤勉手当規程
---------------	------------	-------------------------------

(口座振替の方法による給与の支給)

第 3 4 条 給与は、職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(給与の控除)

第 3 5 条 前条にかかわらず、法令又は労使協定(労基法第 2 4 条ただし書に規定する協定をいう。)に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(給与改定)

第 3 6 条 理事長は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとするため、給与を改定することができる。

(派遣職員の給与)

第 3 7 条 埼玉県から法人に派遣された職員の給与については、この規則の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例(昭和 2 7 年埼玉県条例第 1 9 号。以下「給与条例」という。)その他関係規程の定めるところによる。

(その他)

第 3 8 条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 地方独立行政法人法(平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。)第 5 9 条第 2 項により法人の職員となった者(以下承継職員という。)で、この規則によりその者の給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- この規則施行の際、承継職員が給与条例その他埼玉県の関係規定によってなされていた職員の給与に関する決定及び手続は、この規則の各相当規定によってなされたものとみなす。
- この規則中別に定めることに規定されている事項については、理事長により別段の定めがなされるまでの間は、給与条例その他埼玉県の関係規定の例による。
- この規則第 1 3 条の規定にかかわらず、自らの所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの及び単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任職員」という。)で、配偶者が単身赴任職員の所有に係る住宅に居住し、かつ、単身赴任職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主であるもの(学長の職にある職員を除く。)については、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間にあっては「3,000 円」、同年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間にあっては「1,500 円」の住居手当を支給する。ただし、平成 2 2 年 4 月 1 日前から引き続き当該手当の支給要件に該当する承継職員に限る。
- 学長の職にある職員の期末手当及び勤勉手当の額は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 8 月 3 0 日までの間は、第 2 3 条第 2 項及び第 2 6 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による期末手当及び勤勉手当の額からそれぞれその 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一部改正〔平成 2 4 年 4 月 1 日・平成 2 5 年 4 月 1 日・平成 2 6 年 4 月 1 日・平成 2 7 年 4 月 1 日〕

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 項の規定は、平成 2 3 年 4 月

1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成18年3月31日から引き続き職員である者で、その者の受ける給料月額(以下この項において「改正後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額に100分の99.53を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額(以下この項において「改正前給料月額」という。))に達しないこととなる職員には、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が1円以上となる場合に限る。)を給料として支給する。

一 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額(以下この号及び次号において単に「差額」という。)から差額の2分の1に相当する額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

二 平成25年4月1日以降 差額から1万円に平成24年4月1日から給料の支給日までの期間に1年を加えた期間の年数(その年数に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を減じた額

一部改正〔平成24年4月1日〕

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後のこの規則第23条第2項から第5項まで若しくは第31条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(前項の規定による給料を支給される職員を除く。)からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者にあつては、その調整対象職員となった日)において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(第15条第2項に規定する加算額を除く。)の月額の合計額に100分の0.16を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職 給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職 給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

- 二 平成22年6月1日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤

勉手当の合計額に 100 分の 0.16 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(管理職手当の額の特例)
- 2 公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程別表第 1 の職の欄に掲げる職のうち区分が 1 種から 5 種までとされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成 24 年 4 月 1 日 (4 種又は 5 種とされている職にある職員にあっては平成 25 年 4 月 1 日) から平成 26 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその 100 分の 10 (3 種から 5 種までとされている職にある職員にあっては、100 分の 5) に相当する額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。
- 3 公立大学法人埼玉県立大学管理職手当に関する規程別表第 1 の職の欄に掲げる職のうち区分が 1 種から 2 種までとされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその 100 分の 10 に相当する額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

一部改正〔平成 25 年 4 月 1 日・平成 26 年 4 月 1 日〕

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(職員の給与に関する規則の特例)
- 2 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 (以下「特例期間」という。) においては、第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額 (一部改正 (平成 22 年 12 月 1 日施行) 附則第 2 項の規定による給料を含む。以下同じ。) の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合 (以下「支給減額率」という。) を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
事務職 給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
教育職 給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級から 3 級まで	100 分の 7.77

	4 級	100 分の 9.77
--	-----	-------------

3 特例期間においては、学長の職にある職員に対する給料月額、前項の規定にかかわらず、給料月額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

4 特例期間においては、この規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 4.45 を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 4.45 を乗じて得た額

三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

給料表	職務の級	割合
事務職 給料表	6 級以下	100 分の 1
	7 級以上	100 分の 4.34
教育職 給料表	3 級以下	100 分の 1
	4 級	100 分の 4.34

四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額

給料表	職務の級	割合
事務職 給料表	6 級以下	100 分の 1
	7 級以上	100 分の 4.34
教育職 給料表	3 級以下	100 分の 1
	4 級	100 分の 4.34

五 第 3 1 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第 3 1 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 3 1 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 3 1 条第 4 項 前項及び第 2 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 3 1 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 3 1 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

5 特例期間においては、第 1 7 条第 1 項及び第 3 2 条第 1 項第 4 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 1 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5.2 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

6 特例期間においては、第 1 8 条及び第 1 9 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料の月額、初任給調整手

当の月額及び給料の月額に対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

- 7 前5項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(病気休暇による給料の半減)

- 2 当分の間、第17条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

(勤務しない期間の範囲)

- 3 前項の勤務しない期間には、特定病気休暇(次に掲げる場合における病気休暇(以下「業務傷病休暇等」という。)以外の病気休暇をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の週休日(公立大学法人埼玉県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)、勤務時間規程第7条第2項に規定する職員の休日(勤務時間規程第8条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日)その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、業務傷病休暇等の日その他の理事長が定める日を除く。)が含まれるものとする。

一 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(公立大学法人埼玉県立大学通勤手当に関する規程第2条第1項第1号に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

二 定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で、法人が当該通院加療のため病気休暇の使用を承認した場合

(給料の半額を減ずる日)

- 4 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いていている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、給料の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いていている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、業務傷病休暇等の期間その他の理事長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていているものとする。

(給料の日割計算)

- 7 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月22日から施行する。

(勤勉手当の内払い)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(廃止)

3 平成22年12月1日付け附則第4項については、平成26年12月21日をもって廃止する。

附 則 (平成26年12月16日決裁)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下、「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達していないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、切替後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が1円以上となる場合に限る。)を給料として支給する。

一 切替日から平成28年3月31日までの間 切替前給料月額と切替後給料月額との差額(以下その項において単に「差額」という。)

二 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 差額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

三 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 差額に3分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の基準に準じて、給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される職員について、給与規則第23条第3項及び第26条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成27年改正規則附則第2項から第3項目での規定による給料の額との合計額」とする。

(地域手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

5 平成27年度以降の地域手当及び単身赴任手当の支給割合及び単身赴任手当の額は、給与条例その他埼玉県の関係規定の例による。

附 則 (平成27年3月23日決裁)

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成28年3月25日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)(第26条第2項の規定を除く。)による改正後の給与規則の規定 平成27年4月1日

二 給与規則第26条第2項の規定 平成27年12月1日

(給与の内払い)

3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年12月22日から施行する。ただし、第32条第1項第4号の規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成28年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 平成28年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族としての配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員（以下「事8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
第11条第1項	扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等 その旨	扶養親族 その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）

第11条第1項 第1号	場合(事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第11条第1項	二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)	二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。) 三 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
第11条第2項	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族
	なった日、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事9級以上職員以外の職員から事9級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員となった日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その	又は扶養手当をうけている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事

		実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第11条第3項第2号	扶養親族（事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）	扶養親族

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規則第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族としての配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
---------	-----------------	---------------------------------

	(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員(以下「事8級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号	、同項第2号
第11条第1項	扶養親族(事9級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。)がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
第11条第1項第1号	場合(事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第11条第1項第2号	場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第11条第2項	扶養親族(事9級以上職員にあつては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族
	なった日、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事9級以上職員以外の職員から事9級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員となった日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号

	第1号又は第3号	第1号
第11条第3項第2号	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族としての配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。)
	が8級	が8级以上
	事8級職員等	事8级以上職員等
	前項第2号	同項第2号
第11条第1項	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)がある場合、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等	扶養親族
第11条第1項第1号	場合(事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第11条第1項第2号	場合及び事9級以上職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第11条第2項	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族
	なった日、事9級以上職員から事9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてはその職員に扶養親族としての子で前項の規定により届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事9級以上職員以外の職員から事9級以上職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父	死亡した日

	母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級以上職員となった日	
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第11条第3項第2号	扶養親族(事9級以上職員にあっては、扶養親族としての子に限る。)	扶養親族
第11条第3項第4号	事8級職員等が事8級職員等及び事9級以上職員	事8級以上職員等が事8級以上職員等
第11条第3項第6号	事8級職員等及び事9級以上職員	事8級以上職員等
	が事8級職員等	が事8級以上職員等

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年12月22日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)(第26条第2項の規定を除く。)による改正後の給与規則の規定 平成29年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 平成29年12月1日
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成30年12月21日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)(第26条第2項の規定を除く。)による改正後の給与規則の規定 平成30年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 平成30年12月1日
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年12月24日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 平成31年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 令和元年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規程 令和4年4月1日
 - 二 給与規則第26条第2項の規定 令和4年12月1日
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）（第23条第2項及び第26条第2項の規定を除く。）による改正後の給与規則の規定 令和5年4月1日

二 給与規則第23条第2項及び第26条第2項の規定 令和5年12月1日

(給与の内払い)

- 3 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)
事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

事務職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				

事務職給料表

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
	94		295,900	343,600							
	95		296,200	344,100							
	96		296,600	344,500							
	97		296,800	344,700							
	98		297,100	345,100							
	99		297,500	345,500							
	100		297,900	345,800							
	101		298,100	346,100							
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
再任 用職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条第1項及び附則第5項に規定する職員を除く。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

別表第2(第3条関係)
教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
	61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
	65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
	77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
	78	294,700	348,000	415,300	450,300	
	79	295,600	348,900	415,600	451,000	
	80	296,400	349,800	415,900	451,600	
	81	297,200	350,700	416,200	452,400	
	82	298,100	351,600	416,500	453,100	
	83	298,900	352,500	416,700	453,400	
	84	299,700	353,400	417,000	454,000	
	85	300,200	354,000	417,200	454,400	
	86	301,000	354,600	417,500	454,700	
	87	301,800	355,200	417,800	455,000	
	88	302,600	355,800	418,100	455,300	
	89	303,200	356,300	418,300	455,600	
	90	303,800	356,700	418,600		
	91	304,400	357,100	418,900		
	92	305,000	357,500	419,200		
	93	305,600	357,900	419,400		
	94	306,200	358,300	419,700		
	95	306,800	358,800	420,000		
	96	307,400	359,200	420,300		
	97	307,900	359,800	420,500		
	98	308,500	360,300	420,800		
	99	309,100	360,700	421,100		
	100	309,700	361,200	421,300		
	101	310,000	361,600	421,500		
	102	310,300	362,100	421,800		
	103	310,600	362,400	422,100		
	104	310,900	362,800	422,300		
	105	311,200	363,300	422,500		
	106	311,500	363,700			
	107	311,800	364,200			
	108	312,000	364,700			
	109	312,400	365,100			

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110	312,700	365,600			
	111	313,100	366,100			
	112	313,500	366,500			
	113	313,800	366,900			
	114	314,200	367,300			
	115	314,500	367,800			
	116	314,800	368,200			
	117	315,000	368,600			
	118	315,300	369,000			
	119	315,700	369,500			
	120	316,100	369,900			
	121	316,300	370,200			
	122	316,600	370,600			
	123	317,000	371,100			
	124	317,400	371,400			
	125	317,600	371,800			
	126	317,800	372,300			
	127	318,100	372,800			
	128	318,500	373,200			
	129	318,700	373,600			
	130	319,000				
	131	319,400				
	132	319,600				
	133	319,800				
	134	320,100				
	135	320,500				
	136	320,700				
	137	320,900				
	138	321,100				
	139	321,300				
	140	321,600				
	141	322,000				
	142	322,300				
	143	322,600				
	144	322,900				
	145	323,300				
	146	323,600				
	147	323,800				
	148	324,100				
	149	324,500				
	150	324,800				
	151	325,100				
	152	325,300				
	153	325,600				
	154	325,900				
	155	326,200				
	156	326,500				
	157	326,700				
	特					899,700

備考 1 この表は、学長、教授、准教授、助教及び助手に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

別表第3 (第7条の2関係)

調整数

職 員	調整数
(1) 大学院担当教員のうち、主任として博士後期課程を担当する者で、4人以上の博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者	3
(2) 大学院担当教員のうち、主任として博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者((1)に掲げる者を除く。)	2
(3) 大学院担当教員のうち、主任として博士前期課程の学生に対して研究指導に従事する者	1
(4) 指導補助として、博士前期課程又は博士後期課程の学生に対して研究指導に従事する者	0.5

別表第4 (第7条の2関係)

調整額

職務の級	調 整 額
5級	15,000円
4級	12,700円
3級	11,900円
2級	10,400円